

## 豊中市特殊詐欺被害防止対策連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における特殊詐欺の被害について、市及び警察等各関係機関が一体となって、実効ある特殊詐欺被害防止対策に取り組むため、消費者安全法第11条の3第1項に基づき組織された豊中市消費者安全確保地域協議会の具体的な取り組みとして、特殊詐欺被害防止対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、前条に定める目的を達成するために、特殊詐欺の被害防止のための各種広報啓発及び、その他特殊詐欺の被害防止に資する事項について連携し、協議する。

2 消費者安全法第11条の4第3項に基づき連絡会議の構成員間で必要な情報を提供することができるものとする。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる職にある者を委員とする。

2 議長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、市民協働部くらし支援課長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3 委員は、各自、会議の開催を議長に要請することができる。

4 議長は、前項の要請があったときは、会議の開催に努めなければならない。

### (庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民協働部くらし支援課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年3月1日から実施する。

#### 附則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

#### 附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

#### 附則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

#### 附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表1 連絡会議委員

市民協働部長
危機管理課長
都市経営部広報戦略課長
福祉部地域共生課長
福祉部長寿安心課長
健康医療部保険相談課長
市民協働部コミュニティ政策課長
市民協働部くらし支援課長
大阪府豊中警察署生活安全課長
大阪府豊中南警察署生活安全課長
豊中市社会福祉協議会地域支援課長